

# 第64回議会運営委員会記録

令和3年4月27日

【開催日】 令和3年4月27日（火）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午前11時4分

【出席委員】

委員長	長谷川 知 司	副委員長	伊 場 勇
委員	河 野 朋 子	委員	高 松 秀 樹

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小 野 泰	副議長	矢 田 松 夫
議員	杉 本 保 喜	議員	山 田 伸 幸
議員	吉 永 美 子		

【執行部出席者】

総務部長	川 地 諭		
------	-------	--	--

【事務局出席者】

事務局長	尾 山 邦 彦	事務局次長	島 津 克 則
庶務調査係長	田 中 洋 子	庶務調査係書記	岡 田 靖 仁
議事係長	中 村 潤之介	議事係書記	原 田 尚 枝

【付議事項】

- 1 政務活動費（手引）の改正について・・・資料1
- 2 陳情等による参考人の発言の責任の所在等に関わる陳情書について
- 3 高橋参考人の不穏当発言の議会対応についての陳情および陳情等による参考人の発言の責任の所在等に関わる陳情書について
- 4 モニター意見について・・・資料2
- 5 その他

---

午前10時 開会

---

長谷川知司委員長 皆さんおはようございます。ただいまから、第64回議会運営委員会を開催します。本日の付議事項は、お手元にあるとおりです。最初に、政務活動費の改正について。事務局から説明をお願いします。

島津議会事務局次長 皆さんおはようございます。前回の議会運営委員会で少し説明させていただきましたが、お手元に政務活動費の手引があると思います。改正についてお諮りしたいと思います。まず1点目で、備品の取扱いについてです。資料の15ページを御覧ください。網掛け部分が今回改正する点です。まず、備品の定義について記載しております。これは市の財務規則を参考にしています。次に、備品の管理についてです。備品は備品台帳に記録し、管理することとしております。備品台帳は、手引の一番最後に付けておりますので、御覧いただけたらと思います。備品を取得、廃棄した手段や対応年数期間、金額などを記載するようにしています。耐用年数が過ぎる前に、買い換えることについては、基本的には正当な理由がなければできないものとしております。そして、次の時点で耐用年数を経過していない備品は事務局に返納することとしております。一つ目が、会派が解散したとき、二つ目が、無所属議員が辞職したとき、三つ目が、議員の任期が満了したとき。ただ、次の任期も前の任期と同じく無所属議員である場合と、会派を継承する会派があつて備品の引継ぎができる場合は、返納せず引き続き使用できるとしております。そして、議会事務局が引継ぎ先のない備品を保管し、これを必要とする会派や無所属議員に移管することができるとしております。議会事務局が保管する備品を必要とする会派又は無所属議員が複数ある場合には、抽選により移管先を決めるとしてしております。耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令の耐用年数表に基づいたものとします。参考に一部を記載しております。次に政務活動費の預金口座に預金利子が発生した場合についてです。3ページをお願いします。政務活動費の預金口座で発生した預金利子も政務活動費として使用しなかった場合は、返還対象とするとしております。最後に、7ページをお願いします。留意事項にある視察先への土産代を、1か所につき2,000円以内とし

ておりましたが、消費税等の関係もあり、2,000円程度に変更しています。説明は以上です。

長谷川知司委員長 ただいま事務局から説明がありました。皆様から何か質疑がありましたらお願いします。

高松秀樹委員 備品のことですが、例えばリースは対象にならないと考えていいですか。

島津議会事務局次長 備品をリースした場合、そのリース代金は政務活動費に当たると考えております。

高松秀樹委員 例えば買取りの場合なんですけど、パソコンで周辺機器を含む場合に結構高額になる可能性があるんですが、そのときにその購入代金の一部を政務活動費から支出して、残りを議員の支出にするということは可能ですか。

島津議会事務局次長 それは可能です。基本的に政務活動費で購入していただく備品については、全て政務活動で使っていただくことが前提となりますが、政務活動費で足りないところを自分で追加して購入することは可能です。

高松秀樹委員 今回の改正については、全国議長会から何か来ての改正になるんですか。なぜ改正になったのか。なぜこういう改正をするようになったのか。全国議長会から何かあったのか、それともそうじゃないところから何かあったのか。

島津議会事務局次長 こちらについては、今まで備品とそれから利子の取扱いについては決めておりませんでした。市の監査委員事務局から指摘がありまして、今回整備しようとするものです。

高松秀樹委員 我々にとって非常にありがたいことなのですが、平成17年とか平成22年の頃は、いわゆる議会活動にのみ使える備品しか購入してはならないというようなことを言われた記憶があって、例えばデジカメについても、全て議会活動に使うのかというと、そうでない場面も想定できるから、なかなかそれは難しいんじゃないのかという話があったんです。しかし、今の改正を見ると、そこも含めてこういう備品購入をオーケーという改正をしようとするということでもいいんですか。

島津議会事務局次長 その解釈については、今までと変わりません。基本的に政務活動費を使用した備品については、政務活動に使用していただくというのが前提です。今までも、備品については全て政務活動に使っていただくことを前提に、買うことは大丈夫ですと事務局でも言っていましたし、この手引を作成するときもそのように説明しております。以上です。

伊場勇副委員長 この手引を採用するのが令和3年度からになるということで、今からの順序的などころの説明をしてほしいのと、あと、それに伴って利子等を新しく規定する中で、提出のフォーマットがまた変わるかと思うんですけど、その辺の書類の変更等々について教えてください。

島津議会事務局次長 今回、既に令和3年度の前期については政務活動費を交付しているところもありますので、この改正の手引については10月以降の新たな期から適用と考えております。実際の利子については、収支報告書の中における収入部分で利子を付けていただこうと思っております。また会派については、既に専用口座をお持ちになられておりますので、政務活動費については、そちらの口座で管理していただくこと、無所属議員の方については、専用口座を作っただけでしたら、そちらで管理していただきたいと考えております。

山田伸幸議員 無所属議員として政務活動費の支給を受けたときに、今は専用の口座を持っておりませんが、一般的な口座ですぐに現金化しておけば、そういう手続等は必要ないということではよろしいでしょうか。

島津議会事務局次長 現金で持たれば、当然利子は付かないものと思います。

長谷川知司委員長 ほかにはございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）この政務活動費の改正について、皆様方、どうでしょうか。この改正について、よろしいということではいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、事務局でそのように取り計らってください。2、陳情等による参考人の発言の責任の所在等に関わる陳情書について審議します。これは第63回的时候に出されたんですかね。（発言する者あり）第60回の議会運営委員会で出されております。今まで議会としては、申請された方から参考人としてお話を聞くようにしておりますが、皆様方で御意見がありましたらお聞きします。参考人として呼び出して話を聞くということではよろしいでしょうか。会が前なので資料がちょっと見付けにくいかもしれませんが、そういうことで、まずやはり参考人からの意見を聞くというようにしたいですがよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、期日や相手方がありますので、日程等につきましては事務局で調整していただくということではいいですが、それでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、それで行きます。3、高橋参考人の不穏当発言の議会対応についての陳情及び陳情等による参考人の発言の責任の所在等に関わる陳情者について。これが第63回の議会運営委員会で出されております。同じようにこれについてもやはり陳情された方から意見を聞くのが普通と思うんですが、皆様方、御意見がありましたらお願いします。いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、参考人からまず意見を聞くということでは進めたいと思います。先ほどと同じように、時間日程等については相手方がありますので、事務局と調整して、また次回きちんとお話しします。そして、そのときに間に合えば、参考人に来ていただきます。そういうことでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、そ

れで終わります。では次、モニター意見について、資料2です。事務局から説明があれば。進めていいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、これは資料に沿って進めたいと思います。資料2について、私からちょっと読みます。それについて皆様方、意見をお願いします。最初、藤永さんからの意見です。11月26日の議会運営委員会を拝聴して思ったこと。1、山陽小野田市議会基本条例について。「ア、山陽小野田市議会基本条例の中には、山陽小野田市の執行機関に対する監視する機能や執行機関と相互にけん制し合う機能についての明文が見当たらないと思いますが、いかがでしょうか。」。最初はこれについて意見があれば。

高松秀樹委員 このモニターの藤永さんからの意見は、これはもちろん執行機関と議会との基本的な関係を書いていることだと思います。議会基本条例の中にも、その精神の下に条文を作っておると理解しております。さらに、前文の中にも、それぞれの特性を生かして、けん制や協調を重ねていくという2元代表制の下というような文言があって、しっかりうたい込んでいると思っております。

長谷川知司委員長 高松委員は、前文を含めてそのようなこと、市議会としての姿勢がきちんと書いてあるんじゃないかという理解です。ほかに意見はありますか。

河野朋子委員 大体同じことなんですけども、前文にそういう精神的なことも書いてありますが、条文の中にも具体的に行政運営の検証というような項目もあり、あるいは一般質問の辺りとか第18条の審議における論点情報の形成とか、とにかくその辺を具現化するための条文もしっかりとこの中に組み込んであると理解しますので、この意見に対してはそのように回答したらいかがでしょうか。

長谷川知司委員長 ほかに意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今、お二人の述べられた意見を調整して回答とさせていただきます。「イ、

第9条に定める「政策討論会」について、出席委員の皆様の共通認識として、当該協議が長時間にわたって実施されていないとするものでしたが、普段の委員会協議や本会議での討議は、これに類するものではないのですか。」ということです。これについて意見があれば。

山田伸幸議員 政策討論会というのは、一般の本会議とか委員会での討議とは別に、政策について会派等から要求があったときに、その政策について全議員で討論するものでありますので、明確に取扱いが違っております。

長谷川知司委員長 委員会や本会議での討議とはちょっと違うんだということですね。

伊場勇副委員長 政策討論会の実施要綱等々を本議会では定めていますので、それも加えて回答を作ったらいいかと思います。

長谷川知司委員長 今副委員長が申しましたが、そういう形で回答を作ることでもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、「ウ、第9条1項中に規定される「共通認識…図り」とは、どのような事象を指すのでしょうか。政策討論会の場において「共通認識」が必要なのでしょうか。

山田伸幸議員 これも、政策討論会というのは、市政の主要な課題についてやるわけですので、認識の一致を目指すけれど、別のこともあります。この表現といいますかどのような事象を指すと言われても、政策討論会の中によって変わっていくものですから、これは、共通認識が図られる場合もあれば、図られない場合もあるということでもよろしいんじゃないでしょうか。

河野朋子委員 もうそもそも政策討論会を何のためにするかということが第9条に書かれてあって、政策立案あるいは政策提言が目的なので、それをするための手段として、共通認識はやはり欠かすことができませんので

というようなことを説明すれば、回答になるんじゃないかと思います。

長谷川知司委員長 ほかに意見はありませんか。では、今出た意見をまとめていきたいと思います。2、市議会や各種委員会について。「前1. アに記述しました「執行機関に対する監視やけん制機能」について、十分に発揮できているとの共通認識を共有されているのでしょうか。議会運営委員会を公開していることは、執行機関に対して持つべき緊張感を放棄されているように思いますが、いかがでしょうか。相手に手の内を公開すれば、相手は楽勝だと思います。」。ちょっと難しい問題ですが、これについて皆様から意見がありましたらどうぞ。

河野朋子委員 ちょっとそもそも相手に手の内を公開するという考え方がすごく独特でユニークだなと思いました。基本条例の大前提は、やはり開かれた議会とか市民に分かりやすい議会とか、そういったことが大前提であって、全く対極にあるのが密室の議会とか市民の目に見えないところでいろんなことが決まるとか、そういったことに対する反省というか、今までのいろんなことがあって、それをきちんと分かりやすい議会にしていこうというのが、前文にも書かれているとおりです。これについては会議を原則公開とするということで、やはり当時、議運に対する公開に懸念があったのは確かですけれども、そういったこともありながら、会議については、原則的に公開していくということで議会運営委員会も当然公開するということでしています。この緊張感の放棄というのがちょっとなかなか理解できないというか、こちらもよく分からないんですけど、緊張感の放棄というのは、この公開によって、いつも市民から常に監視されているといった緊張感はかなりあるんじゃないか、むしろこれによって緊張感が増したと思っています。行政に対してとか執行機関に対する緊張感というのが、どういうことをもって緊張感と言われるのか、その辺りもちょっと理解ができませんけども、ちょっと回答になるかどうか分かりませんが、原則公開というのは、今さっき言ったような、理念の下で公開している状況です。したがって、それを重んじれ

ば、むしろ公開したことは、それにならっているんじゃないかなと思っています。すいません、ちょっと回答をまとめてくいような言い方でした。

長谷川知司委員長 今、質問の趣旨はあくまでも二元代表制の中で、議会がこれだけ手の内を出したらという考えだと思うんですね。対市民というんじゃないくて。

吉永美子議員 同じ方かどうかは、ちょっと申し訳ないけど、今記憶がよみがえってきませんが、この度、広聴特別委員会でモニターにアンケートを取らせていただいた中にも、やはり議会運営委員会は、ほかの委員会とは違うのではないですか、と公開について疑念を持たれているような御回答がありました。ほかの委員会は多数決で採決するけど、議会運営委員会は、協議して何とか歩み寄ろうというところがあるので、やはり感じ方がほかの委員会とはちょっと違うんじゃないかという思いを持っておられているのかなと理解しています。それはそれとして、やはり公開という場は大変大事だと思っていますので、これはやはりすべきだと認識しております。

伊場勇副委員長 吉永議員が言われたように、互譲の精神により全会一致で進めていく中で、やはり公開したときに、初めに言ったことと違ってきたところを、市民、執行部が見てどう思うかという、対議員に対しての少しデメリットがあるのかもしれませんが、公開することで、河野委員が言ったように緊張感はもちろんあります。重要なことについてはやはり公開の場ですべきでありますし、前段の話のところは協議会等々を少し上手に使って、議会運営委員会を公開の場でするに値するような充実した会にするというところも必要だと思います。なので、執行部は楽勝とは思っていないと思うので、その辺は運営の仕方、正副委員長等々のやり方一つだと思っています。回答としては、公開することでこういった市民や執行部に対してもというところの、何かこうメリットを書けば

いいんじゃないのかなと思います。以上です。

山田伸幸議員 前段の監視機能・けん制機能が十分に発揮できているとの共通認識を共有されているかということであれば、これはまだ十分ではないとは私自身も思っておりますが、ただそれに対して、議論は十分に行われていないというのもまた事実じゃないかなと思っております。緊張感の放棄とは思っておりません。やはり一般質問だとか、議会を通じた委員会等での様々な質問というのは、当然、緊張感がある中で行われていると認識しております。

高松秀樹委員 文章を読んでもみると、議会運営委員会を公開していることとはいうところで、これについて河野委員も吉永委員も意見を言われたところだと思うんですが、それにつながっているのが、執行機関に対して持つべき緊張感を放棄されていると。つまり公開しているから放棄されていると読み取れるんですけど、議会運営委員会は何をするかといったら、いわゆる議会の運営について、又は委員会条例や会議規則等に関すること、議長の諮問に関すること、つまり執行機関からのいろいろな提案や事業について審査すべきところではないので、それによって緊張感を放棄しているということはありません。ただ問題提起として、議会運営委員会が公開されていることがどうなのかというのは、確かにあると思いますが、今回のこのモニターの意見の趣旨ではないので、そこには触れずに、議運が何をするのかというところを述べていけばいいんじゃないかなと思います。

長谷川知司委員長 ほかにはありませんか。では、今述べられた形で回答の案をちょっとまとめてみたいと思います。大変難しいですよ。頑張りましょう、副委員長。（「はい」と呼ぶ者あり）では、3、議会等の質問時間について。「議会等の質問時間について、午前中の時間を12時から12時20分まで延長すべきとの意見について、質問が途中で途切れることに対する傍聴者からの苦情を一因に掲げ、半ば強制的に外部委員の意

見を排除し、20分の延長を決定されたように拝聴しました。これに關しまして、次の意見を述べさせていただきます。」。「ア、質問が途中で途切れないための方策として、昼休憩を挟まず質問を継続されてはいかがでしょうか。」。「イ、質問時間の延長に伴う対応として、関係する一般職員全員に対し、対価支給若しくは休暇付与を立法制度化する。」。「ウ、ごく一部の苦情により、多数の関係者に不利益を被らせる可能性がある規定は意味を持たないので、全て廃止されてはいかがですか。」。これ、ア、イ、ウ、まとめてもいいですし、どれでもいいですから行きましょう。

高松秀樹委員 貴重な御意見としてお聞きして、今後に役立てたいと思います。

長谷川知司委員長 ほかはありませんか。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、今の意見をまとめていきたいと思います。では次、樋口さんからの意見です。意見と質問。「前々から、「議員活動」と「議会活動」の違いが分かりにくく感じています。即ち「議員」と「議会人」の違いです。これを踏まえてモニター活動をしなければならないと考えていますが、よく分かりません。議員皆さんの共通認識として、いかなるものか教えてください。」。これは、何かものの本にそのようなことを説明したのがありますか。

中村議会事務局議事係長 恐らく自治法だとか会議規則に規定されているようなことは議会活動になるんじゃないかなと思います。例えば、請願・陳情で紹介議員になるとか、一議員として要望を何か議員がかなえるとかとなると議員活動になるんじゃないかと。一般質問は議員がされていますけど、あれは会議規則にきちんと規定があって、議会内で行っていますから、これは議会活動であろうかと。一例ですけど。大ざっぱに言うともそういう区分けになろうかなと思います。

長谷川知司委員長 今、事務局から説明がありました。ほかに皆様方から意見

はありますか。

高松秀樹委員 これを厳密にどうなのかというのはなかなか難しいところだと思いますが、議員活動というのが大枠であって、その輪の中に議会活動があるというところだと思います。議会活動の位置づけをどう考えるかという、今事務局が言われたように法的な位置づけのあるところが議会活動だと、いわゆる公務とされているところを議会活動というんだと思うんですよ。モニターが言っているのは恐らくそこじゃなくて、議員と議会人は何が違うのかというところじゃないのかなと思います。議員は皆さんこれを理解していると思うんですが、言葉で表すのは難しいことじゃないのかなと。議会というのはいわゆる組織なんですよ、22人の組織。恐らく議会人というの、その組織の中の一人としての位置づけで、議員というの単なる一人としての位置づけで活動していくと。僕はその違いなのかなあと思っております。

長谷川知司委員長 皆様の活動においては自分の中では議会あるいは議員という使い分けを理解されているとは思いますが、明確に文章にするとちょっと難しいところがありますね。ほかにはありませんか。なければ、案を作って、皆様でまたそれをたたいていただくということによろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、次に行きましょう。同じく樋口さんからの意見です。1、一般質問時のマスク適用除外について。「昨年12月定例会より、議場も完成して、コロナ対策も取られた中での一般質問でしたが、マスクを着用しての声が聞き取りにくい場面が何度もありました。当然、健康被害を及ぼす可能性が高くなるのであれば問題ですが、いかがでしょうか。議員の発言は私たち市民になじみのない言葉も多く、ちょっとしたことで理解できない場面がありますし、しゃべり方がもともと聞きにくい方もいらっしゃいますので、御検討ください。」。これについて、どうしましょうか。

吉永美子議員 実は少し前に、議長に対して、マスクを外すことができないで

しょうかと申し上げたことがあったんです。ちょっと事務局に確認したいんですが、一般質問をして、少なくともAさんが終わったらBさんの前に10分間休憩がありますよね。その間にマイクなど、要は消毒が不可能でしょうか。今でも少しやっておられると思うんですが、マスクを外すことによって大変になりますか。

島津議会事務局次長 消毒することは可能だと思います。

吉永美子議員 可能であれば、やはり発言している人によっては、よりきちんと発言しやすくなるということもあるかもしれないと思っていて、間違いでなければ、随分前に山口市議会が前にアクリル板を置いて、マスクをせずに行っていたのをインターネットで見た記憶があって、やはりよく顔が見えたほうがいいところと、発言がしやすいところがあるのではないかなと思っています。それは少なくとも議員の判断でできるということにされてはどうかかなと思っていますが、いかがでしょうか。

河野朋子委員 私はむしろマスクを着用すべきだという意見です。この1月の時点より、むしろ今すごく拡大もどンドンしていますし、そういうところを少し緩めることによって、緊張感を本当に保てるのかという不安もあります。また、消毒についても、やはりそれだけ手間を掛けることになるので、むしろ緊張感を持って議会運営に取り組むことが必要かと思っています。声が聞き取りにくいといったことについては、議員各自がそういったことをきちんと意識して、マイクにもうちょっと近づくとか、言葉をはっきりしゃべるとか、個人個人が気を付けることによって、この方が指摘されていることは解消できると思うので、この時期にあえてマスクを外して発言することについては、ちょっと不安があります。

伊場勇副委員長 アクリル板がありますけど、マスクをして発言することについては何か根拠がありましたよね。その辺、事務局どうでしたか。国会

の取扱いが何かに準ずるような感じがあったのではないかと。

島津議会事務局次長 以前は国会の質問のときにマスクを外されていて、それからまたマスクをされ始めたというところまでは把握しているんですが、現在どうなっているかは分かりません。前回、議論があったときには、たしか国会においてもマスクを着用し始めたときだったと思います。

伊場勇副委員長 別に国会を全てまねすることはしなくてもいいと思うんですけど、そもそも感染対策としてマスクが必要なんであれば、するべきなんじゃないかなと思います。マスクじゃなくマウスガードみたいなものもあるじゃないですか。あれは意味があるんじゃないか、ないんじゃないかとかいう議論もありますけど、それに変えるとかすると、吉永議員の言うように顔が見えるんじゃないかなと思います。その辺は、6月定例会がありますんで、そのときまでにちょっと少し考えてもいいんじゃないのかなと思います。

山田伸幸議員 マスクの着用は、飛散防止に一番有効な手段だと思っています。フェイスガード等は、やはり漏れるということが指摘されておりますので、あれは副次的な、例えば医者がマスクを着けた上で患者に接するときに目を守るといった効果でされていると聞いております。ただ、マスクを着ければ確かにしゃべりにくいという面もありますので、そこは今まで以上に、議員が気を付けて、口をはっきり開けながらしゃべるといふことに気を付けていけば、十分やっていけると思います。それと、残念ながら議場において、換気が休憩時間までされておられませんので、換気扇等がそこまで機能しているかどうかは分かりません。その辺がしっかりしておれば、マスクを外すこともあるかもしれませんが、まだ科学的な実証がありませんので、議場については、現状であれば、マスクを着けたままで致し方ないのかなと思います。

吉永美子議員 いろいろお話を聞いて、より慎重にしていくことは大事だし、

河野委員が言われたように、今は少し感染者が出ているというところは確かにありますね。それは慎重に考えないといけないと思っています。事務局にお願いしたいのは、県内の市の状況を把握していただけたらと思います。一つの参考にはなるので、まねするという意味ではなくて、これからまた状況も変わっていきますし、できればそういった確認を入れていただくようにお願いしたく思います。

杉本保喜議員 河野委員が言われたように、今日の新聞を見ても、またうちの市から一人出ていましたよね。だから、市民の皆さんは、非常に油断のない環境にあると感じていると思うんですよね。そういう中で、6月議会はマスクを外しますよと言えるのかどうかというと、非常に難しいところがあると思うんですよね。だから今の皆さんの話を聞きましても、傍聴の方たちや本委員会を見ている人たちに対して、「6月議会からマスクを外しているわ。どうしてだろう」と言われたときに、やはりはっきりした説明が付けられる状況にあるのかどうかということが非常に問題だと思うんですよね。12月議会、3月議会とマスクを着けてきました。その中でこういう意見が出ているとは思いますが、だから外しましょうと言えるかどうかは非常に難しいところなので、副委員長が言われたように、このところをこれから先の状況を見て判断したほうがいいと思います。私はどちらかといえば6月議会も着けておく必要があるかなという思いが強いです。本当に皆さんがそうだよねという理解が得られるような理由がないと非常に難しいと思います。

河野朋子委員 この方は聞き取りにくいというのが一番言いたかったので、そういうことがないように議員に徹底していきますという回答にすれば、今からどうするかというのを取り立てて検討する必要はないかなと。今の時点ではちょっと問題があると思いますので、議員の皆さんが、傍聴者を含めて聞いている人に、聞き取りやすいように発言に気を付けるように徹底するという回答ではどうでしょうか。

長谷川知司委員長 ほかにはありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、皆様方が出された案を参考に回答案を作りたいと思います。では2、政策討論会の開催について。「長い期間政策討論会が開催されておられません、22名の議員の皆さんは、政策が全て一致しているのでしょうか。言論の府と言いながら、この開催が定期的に実行されないのは、議員の怠慢と受け取られかねません。先般「日本国旗掲揚について」が最後だったでしょうか。これにしても「十分な」議論がなされていたでしょうか。開催方法が委員会提案なのか、議運提案提案なのか、複数名の議員提案なのか、内容の決定方法は様々ですが、その動きが見えないことは残念でなりません。御検討ください。」とあります。これについて意見はありますか。

高松秀樹委員 政策討論会が開催されないと。議員の怠慢と受け取られかねませんと。この部分ですが、それは議員の怠慢と言えば、もしかしたら怠慢かもしれませぬし、そうじゃないという言い方もできると思います。政策討論会というのは、会派又は会派に所属していない議員がそれぞれ提案できる制度になっております。必要性があれば、会派の中でも協議して、政策討論会をしようじゃないかという声が上がってくると思いますが、いまだにそれが無いということは、そういう案件がないのか、それとも政策討論会そのものに意義を感じていないのかとも感じております。政策討論会については制度化しておりますけど、どういうふうやっていくのかを、もう少しよく練っていく必要があると思います。なぜかという、過去に開催したときも、討論会にならない——討論会であって、意見発表の場ではありません。討論会にならないような運営に終始していた部分もありましたので、そこも考えながら、せっかくいい仕組みを作っておりますので、この政策討論会がいかにしてうまく運営できるかも含めて、今後協議していったらいいと思います。

吉永美子議員 これは以前から思っていることですが、以前、民生福祉常任委員会で大分市議会に視察に行ったときに、そこはそういった政策を練っ

て討論していくような仕組みづくりをしておられましたので、私はそれが  
必要だと感じていまして、公明党としてどこかで出ささせていただこう  
かという思いを持ちながら今に至っているところです。いずれにしても、  
仕組みづくりを山陽小野田市議会としてできればという思いを持ってい  
ます。ですので、そういったことも議運の中で検討していただけるとあ  
りがたいと思っています。

山田伸幸議員 仕組みについては明文化されていると思います。ただ、やられ  
ていないというだけの話です。この間の議会基本条例の検証のときにも  
この問題が出ておりますので、会派なり若しくは議員全体なりに、そう  
いった研修が足りていない、問題意識もまだまだそこまで行っていない  
という現状があるということは認識しているところです。

吉永美子議員 私が申し上げた仕組みづくりというのは、山陽小野田市議会の  
やり方ではなくて、大分市議会は、そういった場を作って、定期的に政  
策を自分たちから執行部に対してという流れを作っておられるので、そ  
ういう意味で申し上げたんです。ですので、より具体的に仕組みづくり  
をされているので、そういったことの検討も必要ではないかなと申し上  
げました。

伊場勇副委員長 吉永議員にちょっと聞きたいんですけど、その仕組みとい  
うのは、どういうものですか。政策討論会はうちの議会もいろいろな出し  
方がありますよ。大分市議会は、例えば定例会に必ず一つは何か  
議題にしてみんなでやりましょうといった申合せをしているとか、それ  
とも、例えばそういう気運が高まって、毎回政策討論会が行われるよう  
になっているとか。その辺どうなんですか。

吉永美子議員 年数がたっているの細かいところまで覚えていないんですけ  
ど、それぞれ代表で出てこられて一つ作っているんですよ。その中で  
政策は何かないかと練って、それで例えばこういう条例を作ったらどう

かっていうところを執行部に持っていくとか、みんなで今は何をしたらいいんだろうということを議論する、名前を忘れたんですが委員会的なものを作っています。（発言する者あり）なので、それを今議論する必要はないけど、とにかく良かったら見てください。具体的に出ています。

河野朋子委員 本市議会には政策討論会ということが条文にもう上げてあって、その仕組みである要綱もちゃんと作ってあって、だけどそれが機能していないというのがすごく問題というのは、もう以前から指摘されているとおりです。条例の検証の中でも、政策討論会と自由討議については、かなり課題をずっと抱えているということもよく分かりました。もう制度とか仕組みはあるんですよね。それを使っていないとか使えていない議員に問題があるのはもう明らかなので、すいません、自分も含めてそうですけど、自由討議も本当にうまく進められないとか、委員長のああいう進め方に問題があるというのも、十分反省はしているんですけど、その上でできるようにしていかないといけないというのはあるので、その辺をやっぱり今後重点的にやっていくということは必要だなと思いました。制度と仕組みは既にあるという前提の下で、それをうまく活用するためにいろいろ他市でされている工夫とかがあるのであれば、そういうものを更に研究することによって、工夫していく必要があると思うので、その辺を回答できますか。

吉永美子議員 是非大分市議会を見てほしいんですけど、具体的に決めているんですよ。なので、何かあったらやるじゃなくて、もう見てください、是非。より進めやすくなると思っています。

長谷川知司委員長 運営について厳しい意見がありました。これについては、今、皆様が言ったことをまとめて、ちょっとまた案を作ってみます。

高松秀樹委員 当時、議会基本条例の中で政策討論会をうたい込んだわけですよ。少なくとも私はその理想論の中で、政策討論会というのを取り上げ

たんです。現実を見てみると、やはり今22人、当時24人おったんですけど、議員一堂に会して討論することの難しさ。つまり、7人でもなかなかうまいこと議論ができないのに、22人もおったら、これまともらないんです、最初から。まず、そこでこれはうまくいかないなど。でも、この政策討論会の目的は、吉永議員が言われたように政策立案を議会側もしていこうと。昔みたいにチェック機能だけじゃないんだと。今からはもう議会も立案していく時代になってくるということで、これを立ち上げたはずなんです。ところが、その大前提となる22人の議論がやっぱりうまくいかない。ということは、仕組みとしてはあるんですが、強力なリーダーシップを持った人が座長又は副座長になって進めていっても、僕は難しいんじゃないのかなあという気がして、単に皆さんの意見を聞くだけだったら、つまり本会議場の代わりだったら何ぼでもできるんですよ。でも、政策討論会の実施要綱を見たら分かります、政策立案するということを考えると、皆さんが共通認識を持って合意形成を取らなきゃいけないという話になると、このままでは恐らく難しいと思っています。本当に政策立案を議会で考えるならば、ちょっとやり方を今後考えていく必要があると思っています。現実そうですね、だって何もやっていないでしょ。何もできていないでしょ。これが恐らく現実なんですよ。

山田伸幸議員 高松委員の言われるとおりのなんですけど、先ほども言いましたが、議会基本条例の理解そのものがまだ不十分だったというのがあります。最初はたしか議員定数についてやったと思うんですね。そのとき傍聴人もたくさん来られて、ただあのときでも、結局はどういうふうにまとめていくかというよりは、それぞれの議員が意見を言っておしまいという形だったと思います。そういった意味では、議会そのものがまだまだ未成熟な状況にあるのではないかなというのが現状です。それをどう脱するかというのは、やはりこれから議会基本条例等をきちんと学ぶ中で、どういう議論ができるかが、現在の山陽小野田市議会の大きな課題の一つだと思います。なかなか討論ができないというかね。

長谷川知司委員長　ほかにはありませんか。私が思うのは、議会カフェをしておりますが、議会カフェの中で市民の声が結構聞けるわけですね。議会に対する不満も多いですけど、そうでなくて、市政に対する重要な政策や課題がそこで出てきたときに、それを政策討論会に移せる、そのための議会カフェだとも思っています。今後議員一人一人がやっぱりそういう市民の声をどのような形で聞いて、それを議会で政策討論会にまで持っていけるか、また政策提言できるようにするか、そういうことが今後私たちの課題ではないかなと思っております。いたらんことを言ったらいけません、そういうことでまとめていいのでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、次に行きましょう。3、会派の意味について。「山陽小野田市議会における「会派」の存在理由、その必要性について、その定義を教えてください。また、現行会派のその主張もホームページに掲載することで、市民にも議会におけるそれぞれの会派の基本主張が分かり、まさに開かれた議会を一步前進することにつながるのではないのでしょうか。御検討ください。」となっています。

山田伸幸議員　今議員の紹介というのがホームページにはあります。会派の紹介というか会派のメンバーは分かるようになっていますけれど、例えばその会派がどういう主義主張を持って会派を形成したかということまでは書かれていないと思うんですね。ですから、そういったものが書けるようになるといいのかなと思います。

長谷川知司委員長　意見で言われているとおりで、どうですかということですね。ほかに皆様からありますか。

高松秀樹委員　会派というのは、もう皆さん御存じのとおり、議会基本条例にもうたつてあるとおりで、いわゆる同一の理念を共有して、政策提言に資するということなんです。もちろんそれ以外にもあるんですけど、これで皆さん会派を形成していると理解しておりますので、少なくとも

向いている方向性が一緒の議員が集まっておると思っております。その定義や必要性と言われると、なかなか回答できない部分がありますが、後段部分のホームページへの掲載うんぬんについては、会派制を敷いている中で、確かにそのとおりだなとは思っておりますので、この件に関しては、議運の中でまた協議していければいいと思います。

長谷川知司委員長 ほかに意見はありますか。今、出された意見をまとめて、案として提案したいと思います。ただ、今までずっと検討するというのは結構いっぱい来ております。この検討を議運でするのはいいんですが、いつの時期にするかとなると、任期中にこなせるものはこなしていきたいと思っておりますので、御協力をお願いします。5、その他。事務局から何かありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）皆様から何かありますか。

高松秀樹委員 次の議運でまた出るんでしょうけど、次の定例会のときの服装はどうなるんですかね。

中村議会事務局議事係長 もう既に通知が来ておまして、例年どおり5月から10月31日までクールビズということになっておりますので、恐らくもうクールビズになろうと思っております。まだ執行部と正式に話はしておりません。もう一つ、例年、初日に挨拶がありますので、たしかそこまでは正装だったと思っております。これも例年どおりと思っております。

伊場勇副委員長 駐車場が大分広くなりますよね。何かもうちょっと駐車しやすいようにできんのかなと思って。スペースがすごく広すぎて、ただ、一方までしか駐車できないと台数が限られてしまうので、例えばうまく駐車できるように線を引くとか、何かそういうのをしたらいいのかなと。まだ警察署に駐車して、歩いてこられている方も議員の中でいらっしゃるんで。

中村議会事務局議事係長 総務文教常任委員会の所管事務調査で、たしか引渡

し6月11日でしたか、多分外構とかも終わって、実際今は入れるように見かけなっていますけど、人事課の横の階段もまだ今は通らないようにという知らせが来ておりますので、きちんと運用できるようになったときにそうしてほしいという御意見ではないかなと思います。現在はまだ前のままの運用ですので、南側に置けるのは9台までです。なので6月11日以降にきちんと置けるようにということでのお話ということであれば、そのようにちょっと早めにお伝えしておくことはできるかと思えます。

伊場勇副委員長　お願いします。

山田伸幸議員　南側は全部舗装されるんですか。どうなんですか。

尾山議会事務局長　舗装されないと聞いております。

長谷川知司委員長　やはり検査が終わるまでは使えませんので、事務局が言われましたように、指示があるまでは今までどおりでお願いします。指示があった後は、どのように使えるかは、事務局のほうで、より台数が入るように検討しておいてもらえればと思います。

杉本保喜議員　庁舎側のほうは、土を入れるんですか。今非常に低いんですよ。だから雨が降れば……（発言する者あり）いや、だから6月11日までに土を入れてあっち側に駐車場を置くとか、そういう計画が知りたいですよね。

長谷川知司委員長　事務局は、今杉本議員が言われたことも含めて、確認できることは確認しておいてください。ほかにはありますか。それでは、これで第64回議会運営委員会を閉じます。お疲れ様でした。

---

午前 1 1 時 4 分 散会

---

令和 3 年（2021 年） 4 月 2 7 日

議会運営委員長 長谷川 知 司